第３９７号
昭和４４年１２月５日
昭和24年10月10日第三種郵便物認可

やお市政だより

発行所　大阪府八尾市役所
八尾市本町１　ＴＥＬ代⑫3881
印刷所　サンケイ印刷株式会社

市民憲章　わたくしたち八尾市民は　１．若い力をそだてましょう。１．あたたかい心でまじわりましょう。１．みどりのまちをつくりましょう。１．文化財をたいせつにしましょう。１．働くよろこびに生きましょう。

選　挙

衆議院議員選挙●最高裁裁判官国民審査の投票―12月27日（土）です

《幸福と平和をたくすこの一票》　●午前７時から午後６時まで

■あなたの一票で、平和で豊かな生活を……

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官の国民審査が近づきました。

こんどの衆議院議員総選挙は沖縄返還、70年安保、大学問題などの政治課題をかかえ、いわゆる「70年代の政治」のあり方について国民がどのような選択をするかという点で重要な意義があります。

私たちはこの選挙で、私たちに代って国の政治を行なう人を選ぶのです。私たちの一票一票によって、国の政治の方向がきまるのです。私たちの望む〈よい政治〉が行なわれるよう、候補者の演説会や、テレビ、ラジオの政見放送を聞いたり、家庭へくばられる選挙公報をよく読んで、信頼できる立派な人を選びましょう。

■棄権は政治の危険を招く……

八尾市の国会議員選挙の投票率は毎回70％前後で決してよい投票率とはいえません。

都市部の棄権が多いことについて、これは政治への無関心でなく、むしろ自覚した棄権だという人がいます。つまり、自分の理想と考える政党がないとか、与えられた候補者のなかに進んで国会へ送りたい人物がいないとかの〝確信〟から棄権するというわけです。

しかし、こうした考え方は、ベストが無理ならベターをめざすという議会制民主主義の根本を忘れたものというほかはなく、ベターを求めない結果、それが最悪を呼びこむことを考えなければなりません。

国の政治を、憲法で定められた真の〝主権在民〟のものとするか、〝国民不在の政治〟とするかは、国民の選挙に対する考え方にかかっているといっても過言ではありません。

いまこそ、国民一人一人が〝政治と選挙〟を真剣に考え、一人残らず投票に参加しましょう。

■最高裁判所裁判官国民審査も行なわれます

こんどの総選挙の投票と同時に最高裁判所裁判官の国民審査が行なわれます。

最高裁裁判官は憲法の番人としてわれわれの権利を保障する上にきわめて重要な職責をもっています。国民審査はその関与した裁判の判例、その他の事実から判断して罷免（ひめん）すべきかどうかを国民自身が決定する大事な権利行使の機会です。各家庭に配布される審査公報などの資料をじゅうぶんに研究し、慎重に審査を行なってください。

審査方法は投票用紙に連記した裁判官の中に、もし、あなたがひ免したほうがよいと考える裁判官があれば、その名前の上に×印をつけ、信任の場合には無印となっています。

これ以外のことを記入すると無効になりますからご注意ください。

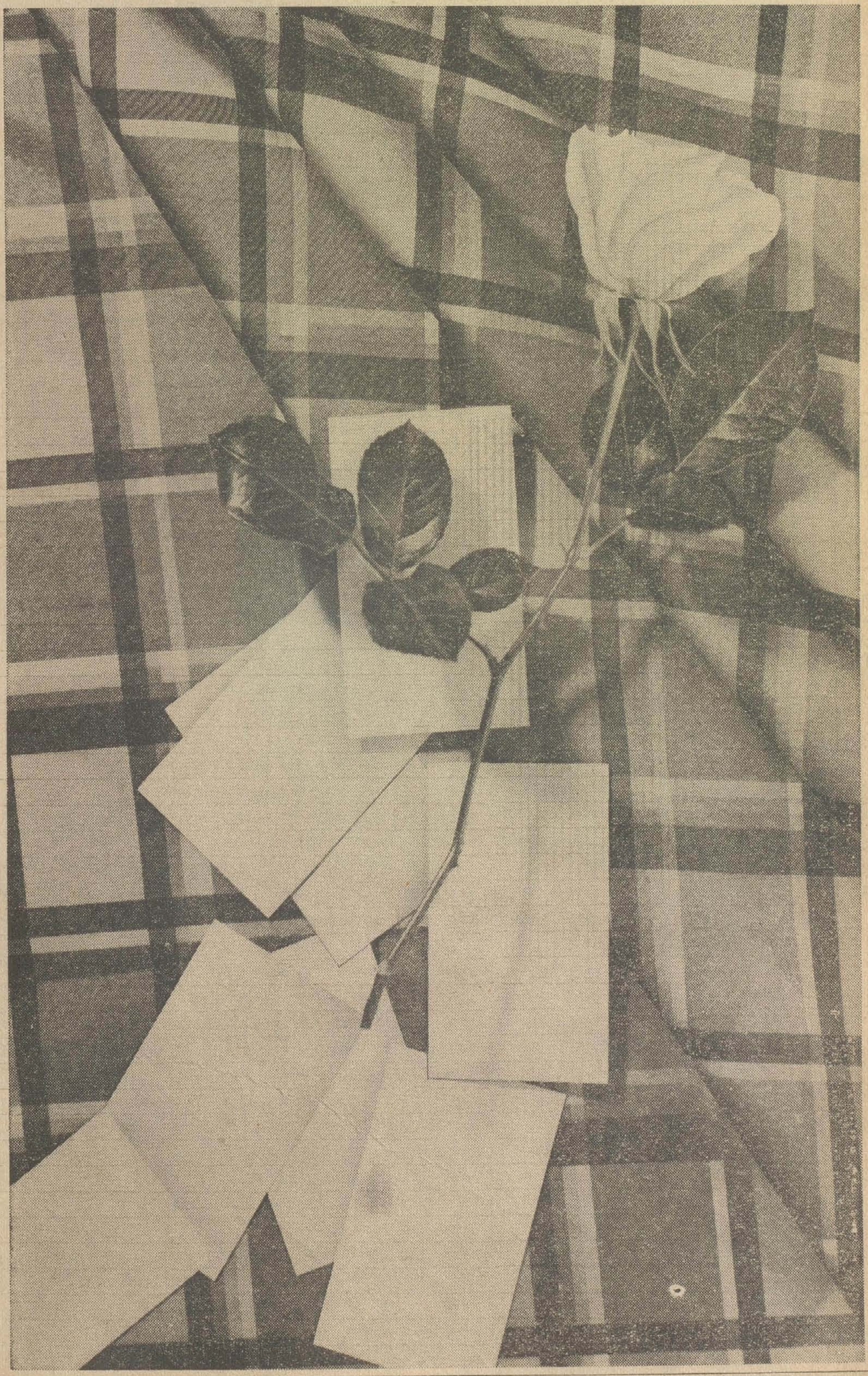

やお市政だより

第397号　　2　　昭和44年12月5日

選　挙

■投票所は36カ所です

八尾市には36カ所の投票所があります。あなたの投票所は、投票所入場整理券の上部に印刷してありますからあらかじめご家族で確めておいてください。（会場の都合で、投票所の一部を別表のとおり変更します。当該地区の方は、間違わないようにしてください）

これ以外の投票所はいままでのとおりです（下表をごらんください）

（投票所変更）

投票区番号	投票場所 新	投票場所 旧
10	市立婦人会館	生魂塾
16	中野青年会場	山本幼稚園南分園
28	母木保育園	相互実行組合集会所

■投票所入場整理券は……

☆今回も、「郵便はがき」でお送りします本市の選挙人名簿に登録されている方、または、この12月に登録される資格のある方で12月24日ごろまでに届かない場合には選挙管理委員会へご連絡願います（TEL91―3881）

☆投票に行かれるときには、自分の名前の部分だけキリトリ線により切り取って持参してください。

☆投票所では、入場整理券の簿冊No.欄に赤色で捺印された番号の係員のところで、選挙人名簿の対象を受けてください。

☆本人以外の入場整理券は絶体使用してはいけません。紛失しないよう大切に保管しておいてください。

☆万一事務の手ちがいなどで入場券が届かない場合でも当市で投票資格のある人（後記参照）は投票できます。

■選挙公報は……

投票される候補者を決めていただく資料として、候補者の主義主張や裁判官の経歴などを載せた選挙公報を1世帯1組（準世帯は2人に1組）配布します。12月25日までに届かないときは、地区の自治振興委員宅か選挙管理委員会へ申し出てください。

■投票用紙は……

投票所では、衆議院議員選挙の投票用紙と裁判官国民審査の投票用紙を同時にお渡しします。

☆衆議院議員総選挙――水色

☆裁判官国民審査――白色

投票用紙を間違えないようご記入のうえ、それぞれ指定された投票箱へ入れてください

■本市で投票のできる人

昭和24年12月28日までに生まれた人で、今年の9月6日以前に本市において住民基本台帳法による住民票が作成され、かつ継続して居住（本市に）している方は、原則として投票できます。

今年9月7日以後に他市町村から本市に転入の届出をした方は、今回の選挙は前住地でしていただくか、または、不在者投票をしていただくことになります。

なお、この7月に公職選挙法の一部が改正になり、いままで本市で選挙をされていた方でも、本市に住民登録のない方は選挙人名簿から抹消しましたので投票はできません。

また、いままでは新成人の場合名簿登録の申請手続が必要でしたが、これも法律の改正で不用になり、登録資格のある方は自動的に名簿に登載されることになっております。

■投票日に支障のある方は不在者投票を……

選挙当日、やむを得ない事情があって投票することができない方のために、不在者投票制度があります。

▼不在者投票に該当する人

(1)選挙人が八尾市以外のところで仕事をしなければならない方。

(2)選挙人が用務または事故のため八尾市以外のところに旅行中であったり、滞在中の方。

(3)選挙人が病気、負傷、妊娠、老衰などのため歩行が著しく困難な方。

(4)選挙人がすでに他市へ転出されたが、今回の選挙は本市でしなければならない方。

▼不在投票の期間

衆議院議員総選挙　12月7日～12月26日

裁判官国民審査　12月17日～12月26日

▼不在投票に必要なもの

(1)不在投票を必要と認める証明書類

(2)投票所入場整理券（受領されている場合）

(3)印かん

くわしくは選挙管理委員会までお問い合わせください。（TEL91―3881）

■投票所■

投票区	投票所名	所在地	投票区域
1	沼青年会場	八尾市大字沼321	沼
2	正敬寺	〃　〃　太田1541	太田、若林町、丹北大田
3	光蓮寺	〃　〃　南木本540	南木本、木本、北木本
4	植松東青年会場	〃　植松町2丁目13	植松町2、6丁目、永畑町1～2丁目、相生町1丁目、日吉町
5	龍華小学校	〃　東太子1丁目6―12	植松町4～8丁目、永畑町3丁目、春日町1～4丁目、東太子1～2丁目、太子堂1～5丁目、南太子堂1～6丁目、太子堂、植松の一部
6	安中小学校	〃　陽光園2丁目7―33	植松町1、3丁目、安中町1～9丁目、渋川町3～5丁目、陽光園1～2丁目、大字安中 南本町7～8丁目、明美町1～2丁目、五反神、別宮
7	興国アルミニュム工業株式会社	〃　亀井町1丁目4―18	跡部北之町1～3丁目、跡部本町1～4丁目、跡部南之町1～2丁目、北亀井町1～3丁目 亀井町1～4丁目、南亀井町1～4丁目
8	竹渕小学校	〃　大字竹渕115	竹渕
9	大信寺八尾別院集会所	〃　本町4丁目2―48	本町4～7丁目
10	市立婦人会館	〃　本町3丁目10―10	本町2～3丁目、栄町1～2丁目、光南町1～2丁目
11	八尾市民ホール	〃　本町1丁目1―1	本町1丁目、東本町1～5丁目、南本町1～6丁目、清水町1～2丁目、松山町1～2丁目 桜ケ丘1～2丁目、光町2丁目
12	用和小学校	〃　山城町3丁目1―46	北本町1～4丁目、山城町1～5丁目、宮町1～6丁目、楠根町1～5丁目、光町1丁目
13	恵光寺	〃　萱振町4丁目1	萱振町2～7丁目、長池町1～3丁目、小畑町1～3丁目
14	八尾中学校	〃　緑ケ丘1丁目17	萱振町1丁目、緑ケ丘1～5丁目、旭ケ丘1～5丁目
15	白鳩幼稚園	〃　末広町2丁目8―23	佐堂町1～3丁目、美園町1～4丁目、久宝園1～3丁目、末広町1～5丁目
16	中野青年会場	〃　西山本町2丁目30	西山本町1～7丁目、小阪合町1～4丁目
17	八尾市立労働会館	〃　山本町1丁目76	山本町1～5丁目、山本町南1～7丁目、東山本新町1～4丁目、東山本新町7丁目の一部 南小阪合町1～5丁目、今井、別宮、郡川と服部川の一部
18	山本小学校	〃　山本町北2丁目25	山本町北1～5丁目、上之島町北1～6丁目、上之島町南1～7丁目、上尾町1～9丁目 福栄町1～4丁目、福万寺町南1～6丁目、[illegible]池町4～5丁目、堤町1～3丁目
19	万願寺公会堂	〃　東山本町2丁目36	東山本町1～9丁目、服部川の一部、千塚の一部
20	北山本幼稚園	〃　北山本町7丁目2―1	福万寺町1～3丁目、福万寺町北1～6丁目、山本町北6～8丁目、桂町5～6丁目 高砂町2丁目、3丁目の一部、4～5丁目、小畑町4丁目、高砂町1丁目の一部
21	日本住宅公団八尾団地集会所	〃　若草町1	若草町、青山町1～5丁目、高美町1～3丁目、荘内町1～2丁目
22	久宝寺中学校	〃　久宝寺2丁目4―33	東久宝寺1～3丁目、北久宝寺1～3丁目、渋川町1～2丁目、高町、久宝寺1～3丁目
23	顕証寺（久宝寺御坊）	〃　久宝寺4丁目4―3	久宝寺4～6丁目、西久宝寺、久宝寺、神武町、八反地町
24	八尾市立桂隣保館	〃　桂町2丁目33	幸町1～6丁目、泉町1～3丁目、高砂町1丁目と3丁目の一部、桂町1～4丁目 新家町1～8丁目、山賀町1～6丁目
25	曙川幼稚園	〃　大字八尾木787	八尾木、中田の一部、東弓削
26	清友高等学校	〃　〃　柏村169の3	刑部、垣内の一部、二俣の一部、恩智の一部 中田、柏村、都塚、山本高安町1～2丁目、神宮寺の一部
27	南高安公民館	〃　〃　恩智1165	恩智西町、池田、森小路第1、第2、乾小路、辻林、共和
28	母木保育園	〃　〃　恩智177の1	神宮寺、南谷、昭和、相互第1、第2
29	南高安幼稚園三和分園	〃　〃　教興寺263	垣内、教興寺、黒谷（外環状線東側）
30	中高安小学校	〃　〃　服部川191	郡川、服部川1、2、山畑、大窪、信貴山住宅1、2
31	北高安幼稚園	〃　〃　大竹768	千塚、水越、大竹、楽音寺、神立
32	弓削神社社務所	〃　〃　弓削607	弓削（乾町、艮町第1、第2、巽町第1、第2、未町、中町、東之町）
33	志紀中学校	〃　〃　弓削662	田井中（北町、南町、東第1～第3）老原立花町第1第2、高砂町第1～第3、清水町第1、第2 高田町第1、第2
34	志紀幼稚園　老原分園	〃　〃　老原560の4	老原東第1、第2、老原西町、老原南町、老原宿舎、相生町2～3丁目
35	天王寺屋青年会場	〃　〃　天王寺屋	天王寺屋北町、南町、東町
36	平和幼稚園	〃　〃　黒谷107	東山本新町5丁目、6丁目、7丁目の一部、黒谷、教興寺、垣内の一部、郡川の一部 近鉄大阪線東側から外環状線まで、南北は垣内、恩智界から郡川水路まで

やお市政だより

第397号　3　昭和44年12月5日

歳末特集

●あわただしい〈歳末〉を無事にすごしましょう

〈仕事は年内に片づけよう〉〈買物もいまのうちに〉と、人それぞれ忙しく、心も一番落ちつかなくなる時期です。忙しくなる前に仕事や買物のプランを立て、はや目にすませ、あわただしい歳末を無事にすごし、明るいお正月を迎えてください。

●〈歳末たすけあい運動〉で〈しあわせ〉を分けあいましょう

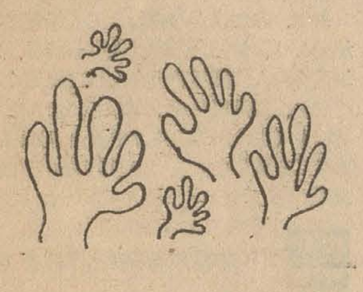

例年のように年末まで〈歳末たすけあい運動〉を行ないます。

恵まれない方に少しでも良いお正月を迎えてもらうため、市社会福祉協議会では、15日まで募金を行ないます。

これから年末にかけて忘年会、クリスマスパーティ、〝ボーナスで、お正月はどこかへ旅行しよう〟〝雪山でお正月を…〟などといろいろ計画をたてておられることでしょう

しかしみなさん、物価高の世の中で、どうしてお正月を迎えようかと苦労している方が多勢おられることを、忘れてはなりません。

お正月になくてはならないおモチもなく、ましてお正月料理など、考えもつかない状態で新しい年を迎えなければならないのです。

こんな時、わたしたちのささやかな募金や贈りもので、この人たちを勇気づけてあげようではありませんか。

社会福祉協議会では「歳末たすけあい運動義捐金袋」を、市内各戸にまわします。

また、福祉会館（光南町1丁目6－1）には、歳末たすけあい運動募金の窓口を設け、団体及び一般からの募金を受け付けます。

みなさんのあたたかいおもいやりと、少しの倹約で、この運動にご協力くださいますようお願いします。

なお、このようにして集められた尊いお金は、長期入院患者、施設収容者、生活保護法の適用を受けている世帯、貧困世帯、里子、その他の人々に配分されます。

●アキス、ヒッタクリ、スリが横行します

警察では、12月1日から31日までも歳末防犯運動期間として特別警戒体制をとり市民のみなさんとともに、悪質な犯罪や交通事故を防ぐことになりました。

ことし、1月から10月までの犯罪発生件数は1,381件で、去年より相当増加しています

とくに年末は、空巣ねらい、スリ、忍び込み、ひったくり、自動車・自転車どろぼうなどの犯罪が多く発生します。

大切な財産を守るため、この悪質な犯罪にかからぬよう注意しましょう。

なお、このことについては、近く発行する「歳末防犯ニュース」（回覧）にくわしく載っていますので、ぜひごらんください。

●〈交通事故〉にはくれぐれもご注意ください

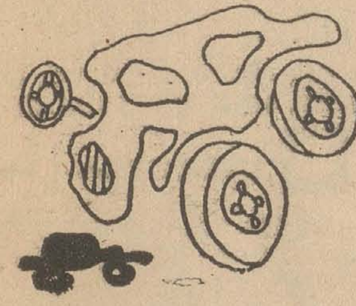

車の数がふえ、交通事故も、年々その件数や死傷者数の記録を更新しているこのごろ、まさに〝交通戦争〟です。

いつ、どこで、どんな事故にあわないとも限りません。

さらに年末年始を迎え、交通事故の激増が予想され、また交通量の増加にともなう交通渋滞停滞なども含めて、交通事情は、昨年以上に悪化するものとみられています。

このような現状における年末年始の交通対策について、府交通対策協議会では、今月11日（木）から来年1月10日（土）まで、次のような運動を行ないます。

☆交通安全教育の徹底

家庭では、交通安全家族会議を開き、家族ぐるみで交通事故防止につとめましょう。

☆飲酒運転による事故防止の徹底

主に、ドライブイン、モータープール等を対象として、飲酒運転による事故を、防止する。

年末年始にお酒はつきものですが、車を運転する時には、絶対に飲まないようじゅうぶん心がけましょう。

☆こどもの遊び場の整備と活用促進

児童遊園、ちびっ子広場等、こどもの安全な遊び場の整備と 遊技 道路の活用を 促進する。

冬休みで、こどもは開放的になり、交通事故などにあう機会も多くなります。危険な場所では遊ばせないよう注意しましょう。

●忙しさに〈つい油断〉が火事の元です

消防本部では歳末の火災を防ぐため、〈歳末火災予防警戒〉を実施します。

また市民のみなさんも、寝る前の「火の元点検」、「バケツ一杯の水」の用意などを怠たらないようにしましょう。

☆期間　12月20日～31日

実施事項　市場、マーケットの立入検査、共同住宅および灯油、プロパン販売店の立入検査、商店街の防火診断、市内の巡回広報

また、次の点に注意しましょう

〈ガス器具の取り扱いは慎重に…〉

☆ガス器具のガス噴出口（ノズル）は、いつも手入れし、ガスの出を良くする

☆ゴム管止めは、必ずつける

☆腐ったゴム管は絶対使用しない

〈たき火をするときには…〉

☆風の強い日は、やめましょう

☆燃えうつる恐れのない所を選びましょう

☆たき火のそばに必ずバケツに水をくんで備えておき、あと始末は 完全に しましょう

〈石油ストーブを使うときには…〉

☆説明書をよく読んで正しく使う

☆燃料補給のときは必ず、火を消してから

☆火をつけたままで持ち運ばない

〈消火器の選び方〉

来年の1月1日から、すべての消火器は、国の検定に合格したものでないと販売、購入ができなくなります。

検定に合格した 製品には、「国家 検定合格」のマークがついていますので、よく確かめて購入してください。

☆消防職員が消火器を販売したり、一般家庭に設置を強制することは絶対ありません。

☆消火器には白、黄、青の丸い標示がついていてそれぞれ用途が違います。

白色標識…木などの一般建物火災用

黄色………油火災用

青色………電気火災用

●年末、年始に不足がちな血液を提供してください

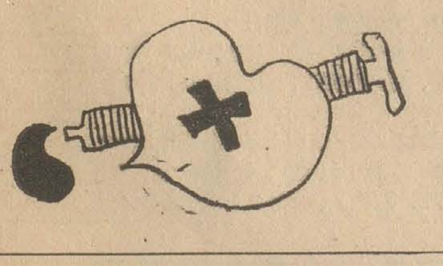

交通事故や心臓病などの大手術には必ず大量の血液が必要となってきます。

いま、この血液が非常に不足しており、年末年始にかけては、とくに不足することが予想されます。

「今日は他人の身、明日は我身」ということわざをよく考えて、健康な、あなたの血を献血しましょう。

献血は、毎月第1、第3火曜日に市立病院で、赤十字血液センターの出張所を設けています。

〈献血できる人〉

満16歳以上、満65歳未満の方で、体重が男45kg、女子40kgを越える人なら誰でもできます。

1回の献血量は 200cc で人体には何の支障もありません。（採血する前に医師が検診しますので無理な採血はいたしません）

〈採血していただくと〉

献血された方には、献血手帳、献血バッチ血液型検査証をお渡しします。

この献血手帳は、全国の赤十字センター、公立の血液センターに生涯、通用しますのであなたのご家族や知人の方が輸血する必要がありましたら、優先的に血液を確保できるしくみになっています。

やお市政だより

昭和44年12月5日　4　第397号

市の行事

日	行事	行事
12/11(木)	★家児 10.00〜16.00　福祉会館 ★婦人スポーツ教室（バレーボール）13.30〜16.00 教育センター ★一般スポーツ教室（　〃　）17.30〜21.00　〃	★青少 9.00〜17.00　教育センター
12(金)	★家児 10.00〜16.00　福祉会館 ★三歳児（男児）の健康診査 13.30〜15.00 八尾保健所	
13(土)		
14(日)	★市民体育大会　民踊の部（一般）9.00〜　教育センター	
15(月)	★近畿交通安全デー ★家児 10.00〜16.00　福祉会館	
16(火)	★家児 10.00〜16.00　福祉会館 ★交通 13.00〜16.00　市民相談室 ★ママとボクの体操教室　13.30〜15.00　教育センター	★出張献血　10.00〜15.00　市立病院 ★不用犬の引き取り　9.00〜15.00　八尾保健所
17(水)	★家児 10.00〜16.00　福祉会館	
18(木)	★家児 10.00〜16.00　福祉会館 ★婦人スポーツ教室（バレーボール）13.30〜16.00 教育センター ★一般スポーツ教室（　〃　）17.30〜21.00　〃	★青少 9.00〜17.00　教育センター ★法律 13.00〜16.00　市民相談室 ★行政 13.00〜16.00　〃
19(金)	★家児 10.00〜16.00　福祉会館 ★三歳児（女児）の健康診査　13.30〜15.00 八尾保健所 ★府の巡回交通相談　10.00〜16.00　人権擁護委員会室	
20(土)		
21(日)		
22(月)	★家児 10.00〜16.00　福祉会館	
23(火)	★家児 10.00〜16.00　福祉会館 ★交通 13.00〜16.00　市民相談室 ★ママとボクの体操教室　13.30〜16.00　教育センター	★青少 9.00〜17.00　教育センター ★不用犬の引き取り　9.00〜15.00　八尾保健所
24(水)	★家児 10.00〜16.00　福祉会館	
25(木)	★家児 10.00〜16.00　福祉会館 ★婦人スポーツ教室（バレーボール）13.30〜16.00 教育センター ★一般スポーツ教室（　〃　）17.30〜21.00　〃	★青少 9.00〜17.00　教育センター ★固定資産税第3期・国保税第5期分納期日

★この欄は切り取って適当な所へはってください。余白はメモにどうぞ。

schedule memo

《今月の人権相談は10日に》

12月4日から10日までは、人権週間です。いま、私たちのまわりには基本的な人権（結婚、就職など）を侵されている人が多くいます。

いまこそ、この問題について私たち1人1人がまじめに考え、人権を擁護する必要があります。

また、みなさんのまわりに人権侵害の問題が起こり、お困りの時は人権相談所、またはお近くの人権擁護委員さんへご相談ください

なお、12月17日に予定していました「人権相談」（市役所人権擁護委員会室）は、12月10日に変更します。（午後2時から午後4時まで）

《市役所事務は27日まで》

年末の市役所の事務は、27日（土）まで行ないますが、衆議院選挙の関係で、市民課、税務課、収税課などに、ご用の方は、なるべく25日（木）までにお越しください。

《年賀状に電話番号を》

そろそろ年賀状を書く時期がやってきましたが、電話をお持ちの方は、年賀状に自分の住所といっしょに、電話番号を書き入れましょう。

これにより、思いもよらないところから、なつかしい声の便りが、あなたにとどくでしょう。

また、年賀状は、なるべく早く、あて名は正確に、郵便番号は忘れず記入しましょう。

《郵便局でアルバイト募集》

八尾郵便局では、年末年始の仕事が増加するためアルバイト員を募集しています。

☆期間　来年1月10日ごろまで（ご希望の期間をお申し出ください）

☆賃金　内勤（パート）1時間95円〜100円　外勤　1日　850円〜900円

くわしいことは、郵便局庶務会計課（TEL22―2984）でお問い合わせください。

《労働会館で年末パーティ》

労働会館（山本）では、次のとおりに年末ダンスパーティを開きます。

☆とき　12月23日、24日　午後6時から

☆ところ　労働会館（近鉄山本駅下車）

注

家児 ＝家庭児童相談　交通 ＝交通相談

法律 ＝法律期談　青少 ＝青少年愛護相談

行政 ＝行政相談

●「はたちの声」を募集しています

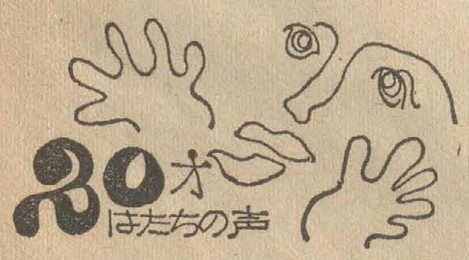

市では、来年1月15日に成人祭をむかえる人たちの「はたちの声」を募集しています。

内容については、とくに制限はありませんが、成人となった感想、決意、体験、社会感などを書いてください。

☆応募できる人　昭和24年1月16日から昭和25年1月15日までに生まれた市内在住者、または在勤者

☆枚数　400字詰原稿用紙3枚以内

☆締め切り　昭和44年12月28日

☆提出先　教育センター内、社会教育課（清水町1丁目1−6）、封筒の表に「はたちの声」と朱書してください。

☆発表　成人祭の席上、および当市政だよりで

☆賞　特賞　5千円（1点）、優秀賞　2千円（1点）佳作賞　1千円（2点）、参加賞　ボールペン

やお市政だより

第397号　5　昭和44年12月5日

お知らせ

●水道のこと

■水道料金の納付に口座振替制度を利用しましょう

水道局では、水道料金の支払いを簡単にするため、市民の皆さんが預金されている金融機関の預金口座から水道料金を差し引く口座振替制度を行なっています。

この制度は、水道局から連絡を受けた金融機関が、皆さんの預金口座から水道局の預金口座へ金額を移して水道料金を支払い、支払い済みの領収書を郵送してお知らせする方法です。

この方法をご利用になりますと、何かと手間がはぶけて大変便利です。とくに、お留守がちの方は、ぜひ、ご利用ください。

取り扱い金融機関は、次のとおりです。

☆銀行＝大和銀行、三和銀行、住友銀行、第一銀行、富士銀行、関西相互銀行、近畿相互銀行、幸福相互銀行、八光信用金庫、弘容信用組合（以上の八尾市内、および大阪府内の本、支店）

☆農協＝久宝寺農協、高安農協、三野郷農協、八尾農協、竜華農協（以上の農協の本、支店と出張所）

☆郵便局＝大阪府金局管内の各郵便局

以上順不同

ご利用についてのお問い合わせは、水道局業務係まで　TEL　22−1661

●給付金のこと

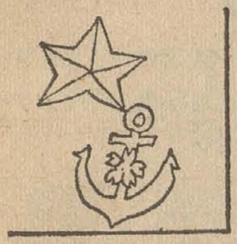

■戦傷病者、戦没者援護法の給付金の支給範囲が拡げられました

このほど、戦傷病者、戦没者援護法が一部改正され、特別弔慰金および特別給付金の支給範囲が、次のとおりに拡げられました。

次にあたる人は、請求期限までに窓口（市立福祉会館内社会課）で手続きをしてください。

＜戦傷病者などの妻に特別給付金＞

昭和38年4月1日から昭和44年10月1日まで戦傷病者などの妻であった人

戦傷病者＝①昭和12年7月7日以後に負傷罹病し、これによって不具廃疾となった人

☆**提出書類**　住民票（ただし、昭和38年4月1日以後、昭和44年10月1日までの間に住所を変更したときは、居住されたすべての市町村の住民票謄本を添えること）、戸籍謄本各一通、恩給証書

☆**請求期限**　昭和47年9月30日までの3年間

＜特別弔慰金＞

戦没者の死亡時に戦没者と生計関係が、なかった戦没者の兄弟、姉妹などの方。（昭和40年4月1日現在、だれも戦没者についての公務扶助料、遺族年金などをうけていないことが条件となっています）

☆**請求期限**　昭和47年9月30日までの3年間

☆**提出書類**　申請用紙に記入して、戦没者の死亡当時の除籍謄本と請求者の戸籍抄本を各1通

＜戦没者の父母などに特別給付金＞

戦没者の死亡時、戦没者以外に子、または孫があっても、その子または、孫が、すべて父母または祖父母と氏を異にする場合に限ります。

☆**請求期限**　昭和47年9月30日までの3年間

☆**提出書類**　申請用紙に戦没者の死亡当時から請求者の現在までの異動ごとの戸籍謄本各一通を添えて提出してください。

●衛生のこと

■越冬昆虫の駆除は地区ぐるみで行ないましょう

衛生課では、夏になると活動するカ、ハエゴキブリなどの害虫を今のうちに退治し、住みよい町にするため越冬昆虫の駆除を地区ぐるみで行ないます。

ご希望の地区は、日時（土、日曜、祭日を除く）を決めて、衛生課防疫係まで申し込んでください。

☆**実施期間**　12月1日～来年1月31日まで

☆**退治方法**　四兼機による煙霧（蚊取線香の10数倍の強さ）を納屋、床下、室内に吹きこみ、越冬する害虫を退治します。

☆**注意**　煙が逃げないように窓のすき間、戸のすき間をテープや新聞紙などでめばりをし、部屋を密閉する。

煙を入れから約1時間～2時間そのままの状態でおいてください。

●税金のこと

■今月も次の場所に納税移動窓口車がとまります

12月は、固定資産税の第3期分、国民健康保険税の第5期分の納期です。

今月も、つぎの日程で移動窓口車が各地区に駐車し、納税事務を取りあつかいますので隣り近所、お誘いあわせのうえ、ご利用ください。

とき	ところ
12月15日（月）	高安ストアー前
16日（火）	高安市場前
17日（水）	山本ＤＭストアー前
18日（木）	山本中央市場前
19日（金）	八尾デパート前
20日（土）	八尾センター前
22日（月）	日の出市場前
23日（火）	南陽温泉前
24日（水）	渋川神社前
25日（木）	新町温泉前

時間はいずれも午後1時～午後4時まで

■12月14日の日曜日も収税事務をとりあつかいます

収税課では、12月中を滞納整理月間として税金を滞納されている方に財産の差し押え、公売など強硬に行なうことを決めています。

昭和43年、現年度分の税金の徴収率は96.5%となっています。いいかえれば、100人の納税者のうち、96人強の方が、その年の税金をその年度内に納めておられることになります。

これらの中には、税金を正しく理解され苦しいながらも立派に納税された多くの方がおられます。

滞納税金をこのまま放置することは、これらの方に対して申しわけないことになり、また市が市民のみなさんの福祉の向上のためにいろいろ計画している事業が遅れたり、やむを得ず利息のかかるお金を借りて行なうことになり、これらの利息が税金の中から払わなければなりませんので、その分だけ事業が少なくなり、まじめに納められた方に対して迷惑をかけることにもなります。

なお、12月14日の日曜日は、収税課において平常どおり、収税事務を行ないますので、税金の納付、納税相談にご利用ください。

●給食のこと

■学校給食に使っている食品は安全です

最近、チクロなど食品添加物による食品公害が問題になっていますが、当市の学校給食では、以前から次のような物資購入面での配慮をしています。

☆業者には、毎年、登録申請させ、その経営状況はもちろん、工場の施設、衛生状況、その製品の配合、内容などについて調査したうえ、八尾市学校給食物資納入業者として登録したものの中から物資を購入しています。

☆チクロなどの合成甘味料だけでなく、着色料、保存料、酸化防止剤などの食品添加物乱用による公害を心配し、以前から業者に購入規格を示すさい、「無着色、全糖、防腐剤ぬき」など添加物使用を最少限にとどめるよう、業者を指導しています。

☆業者が新製品などを提出するとき、商品の栄養分析、配合割合はもちろん、食品添加物についてもチェックしています。

（衛生研究所などの証明書を提出させる）

☆調味料などは、メーカー品を使用しています。

●文化祭のこと

■短歌大会、俳句大会の入賞者が決まりました

第16回市民文化祭の短歌大会、俳句大会の入賞者が決まりました。

【市】＝市長賞【議】＝市議会議長賞【教】＝教育委員会賞【優】＝優秀賞【努】＝努力賞【佳】＝佳作賞【ロ】＝ロータリ賞【ラ】＝ライオンズ賞【商】＝商工会議所会頭賞【日】＝日本歌人クラブ賞【八】＝八尾歌人クラブ賞【入】＝入選　（敬称略）

＜短歌大会＞

【市】＝朝井マサ子（相生町）【議】＝矢代賀津子（高砂町）【教】＝泉野ちよの（植松町）橋本文子（山本町北）【優】＝大見雪茂（山城町）【努】＝提 常三郎（若林町）【佳】＝笹川伊都子（黒谷）【日】＝町田依子（植松町）田代よし（植松町）辻野忠（末広町）【八】＝辻野恵美子（末広町）永田静江（植松町）竹井静子（旭ケ丘）

＜俳句大会＞

【市】＝中川菜生（北本町）【議】＝布施玉枝（山本町北）【教】＝松本泰志（弓削）清水良艸（旭ケ丘）【優】＝岡本菊女（刑部）【努】＝徳尾野葉雨（旭ケ丘）【佳】＝本田炬生（東山本町）【ロ】＝村上唯志（本町）【商】＝若林とし子（弓削）【ラ】＝橋本博（弓削）【入】＝村木種治（天王寺屋）野間広次郎（山本町南）若林南山（弓削）木村彦太郎（山本町南）日下小波（旭ケ丘）喜多繁子（桜ケ丘）森田六三志（山本町北）篠村花風（大阪市）小西照子（本町）内山芳子（羽曳野市）

やお市政だより

第397号　6　昭和44年12月5日

市の話題

〈文化財などを守るための放水テストが行なわれました〉

11月24日、恩智神社境内で市消防団第6分団（恩智地区）が消防署の協力を得て、新水そうの放水テストを行ないました。

この水そうは縦2.6m、横1.2m、深さ1.2mの大きさで10月中旬、この地区の有志60名が文化財などを火災から守るため作ったものです。

この日は消防署のポンプ車1台、分団のポンプ車1台に3本のホースをつなぎ、放水テストを行ない火事に備えました。（写真①）

〈「愛の軍手」の定期便がことしも市役所へ届けられました〉

11月29日「愛の軍手」の定期便が、ことしも市民相談室に届けられました。

届けられた軍手は百人分で、30歳ぐらいの男の人が「寒くなりました。いつもご苦労さまです。この軍手をどうぞお使いください」という趣旨の手紙を添えて持ってこられ、名もつげず、すぐ立ち去りました。（写真②）

この軍手は、ことしで7年目で、市では、木枯しの吹く戸外で仕事をしておられる清掃課の人々に使ってもらうことにしています。

〈山本小で給食の時間に校長先生と話し合う時間がもたれています〉

山本小（児童数 1,910人）では、先月17日から土曜日を除く毎日、高橋由市校長が6年の児童と昼食を共にして〝対話〟をし、お互いの理解を深めています。

これは、同校が市内一のマンモス校であり6年間児童とじゅうぶん話し合う機会が少なかったため、高橋校長は、毎日 6年生（260人）の児童、各組2人ずつ12人を会議室に招いて将来の希望の職業や人命の尊さ、交通事故など話題を変えて毎日話し合っています。（写真③）

①

②

③

④

⑤

〈金婚を祝う式典が11月29日に市民ホールで行なわれました〉

結婚50年を記念する〝金婚を祝う会〟が先月29日、市民ホールで行なわれました。

ことし金婚式を迎えられたのは66組で、各地区老人クラブ会員ら 650人も参加して開かれ、まず、全員老人クラブの歌を合唱、記念品贈呈の後、乾杯をして、市長から「最近、わたしは妻を失ってから夫婦そろって50年を迎えることはたいへんむずかしいものだとつくづく思いなおしました。これからも頑張ってください」と激励の言葉を述べ、余興などで楽しくすごしました。（写真④）

〈お客のつり銭を寄付してもらいし体不自由児センターにプレゼント〉

歳末助け合い運動の始まった今月1日、萱振町1丁目、スタンド経営の中谷洋子さんがし体不自由児訓練所を訪れ、1年間〝まねきねこ〟の貯金箱に貯めたお金を、不自由児に贈りました。

これは、中谷さんが昨年12月1日、スタンドを開店していらい、店に高さ30cmのまねきねこを置いて、お客のつり銭やこづかいの一部を貯金してきましたが、この日、開店1周年を記念して 8,660円のお金を届けたもので、中谷さんは「若いときから苦労して弟を育ててきましたので、不自由児のおかあさんの気持がよくわかります」と涙をうかべながら話していました。（写真⑤）

★「浪曲を聞く会」についておわび

11月20日号で掲載しました府民劇場第35回公演「浪曲を聞く会」は、多数の申し込みをいただきありがとうございました。

しかし枚数が限られていましたので、みなさんのご希望にそえなかったことをおわびします。

しあわせを築く道

同和教育の手引

農地改革は、部落の人たちには無縁のものでしかありませんでした。また、山林はこの改革から除外されていましたから、山林も手に入れることができず、そのうえ、村の入会地となっている山林の利用も許されませんでした。

このため、農村の部落の人たちは、農業で生計をたてることができず、日やといや、かつぎ屋などをせざるをえませんでした。

都市での部落の人たちも同じことで、戦後の食糧難は、部落の人たちに最もきびしくひびき、やみ米を買うお金もないので、やみ買いのなかだちなどをして食べつないだのでした。

こうして、生活が苦しくなればなるほど、貧しい人たち同志集まってくらすようになります。その一つの例が広島の部落で、原爆の投下によって、部落はあとかたもないほど破壊されたにもかかわらず、街全体が復興されてゆくと、いつのまにか、もとあったところに、おなじような部落がつくられてしまいました。これは大阪市の場合も同じことです。

こうして、戦後の部落のくらしは、苦しい道を歩んできましたが、1951年（昭和26年）、岡山で開かれた解放委員会の第7回大会で、解放運動の新しい方針がうち出されました。

それは、部落の人々がうけている差別は、部落が貧しいことにあることが明らかにされ、差別をなくすためには、なによりも生活を守ることが大切だということから、政府や地方の行政当局に「土地と仕事をあたえよ」と要求をしたことです。

その後、1955年（昭和30年）には、部落解放全国委員会を、もっと大衆の集まりにふさわしいものとするため、名称を部落解放同盟と改めました。そして翌年には、第1回全国部落婦人集会、またその翌年には、第1回全国部落青年集会がもたれ、たくさんの部落の人たちが自覚をしてこの運動に参加しました。

やお市政だより
昭和44年12月5日　7　第397号

共済制度

●〈災害〉に備えて共済制度に加入しましょう

災害に備えて、当市では大阪市の市民共済生活協同組合に加入し、火災共済と交通共済制度を普及させています。

災害にあう前に、日ごろからこの制度に加入して、いざという時に備えましょう。申し込みは下の申込書に記入して、次の要領で行なってください。

■交通共済

★市民ならだれでも加入できます（外国人も含む）
★掛け金がやすく、1人年額 400円です
★契約の手続きが簡単ではやくできます
★支払いの手続きも簡単で、不幸に被災されたときは、すみやかに調査し、早く支払います

なお、共済の期間は1年間ですが、この期間中に市外へ転出されても契約は有効です。

★加入の資格＝市民ならだれでも加入できます。1人1口に限ります。
★掛け金＝1人年額 400円です
★契約の期間＝契約の翌日から1年間（この期間中に市外へ転出されても契約は有効）
★共済の金額＝次の一覧表のとおりです

種別	傷害の程度	共済金額
1級	死　亡	50万円
2級	6カ月以上の治療を要する傷害	10万円
3級	3カ月以上6カ月未満の治療を要する傷害	5万円
4級	1カ月以上3カ月未満の治療を要する傷害	2万円
5級	2週間以上1カ月未満の治療を要する傷害	6千円
両親または片親の死亡による交通遺児（両親がなく両親に代わり養育している者が死亡した場合も同様）		20万円

■火災共済制度

火災共済は12月から口数制限を大幅にアップし、これまでの最高10口を15口に引き上げました。

この火災共済は普通の火災保険よりも割り安の掛け金で加入でき、加入するときや被災したときの手続きも簡単です。

★市民（世帯主）ならだれでも加入できます
★掛け金が割り安です
★契約手続きが簡単です
★共済金が10万円単位であるから手軽に加入できます
★普通の火災保険より有利です
★大阪市から1億円の融資保証があるので組合の事業は堅実です
★加入希望者は最初に1口 100円以上を出資して組合員となる必要があります
☆給付金支払い方法
▽全焼のとき＝契約高全額が支払われます。
▽部分焼のとき＝住宅50万円、店舗40万円、作業所30万円までは実損支払い分を越えた損害については次の比例支払いで行ないます。

たとえば400万円の住宅で火災共済に100万円の損害の火災があったときは57万1千円が支払われます（火災保険の場合25万円です）

■加入の申し込みは近くの自治振興委員さんへ

共済契約の申し込みは共済契約申込書に共済金を添えて次のところへ提出してください
★近くの自治振興委員さん
★市役所市民相談室か各出張所

申込用紙は下の交通災害共済契約申込書と組合加入共済契約申込書（火災共済）をお使いください。8面に記入例がありますのでご覧ください。

■記入する前に

▷契約者住所…同居の方は、○○○○方を忘れずに。また、契約者が世帯主でないときは、世帯主氏名○○○○方に、書いておいてください。
▷契約者氏名…氏名にふりがなをつけ、性別職業、年齢を忘れずに書いてください。
電話があれば、電話番号も書いてください。
▷被共済者氏名…交通共済に加入する方の氏名を書いてください。
職業欄は具体的にお願いします。
▷契約の発効…この契約は市役所市民相談室または各出張所で受け付けした日の翌日の午前0時から発効し、期間は1年間です。

交通災害共済契約申込書

契約者住所	八尾市　　町　　丁目　　番地　　方					
世帯主　ふりがな 契約者氏名	殿　男・女　　歳　職業　TEL					
被共済者氏名	続柄	年令	男女別	職業	共済の期間	共済契約の効力発生の月から1年間
			男・女		共済の金額	1人について50万円
			男・女		共済の掛金	1人 400円　　人　　円
			男・女			
			男・女			

貴組合の定款および交通災害共済事業規約を承認し
上記の通り共済掛金を添え申し込みます。
昭和　年　月　日
大阪市民共済生活協同組合理事長殿

取扱者印

■加入料金

料金別	種別	掛金額1口年額	契約口数の限度	
基本料金	専用住宅又は鉄筋アパート	200円	15口（10口）	割増料の付くもの（間借人は1口、危険物については1口～3口）
基本料金	店舗付住宅	400円	15口（10口）	
基本料金	作業場付住宅	500円	15口（10口）	
割増料金	ルーフィング、板かべ	100円	1口	
割増料金	危険物	200円	1～3口	
割増料金	アパート共同住宅	300円	1口	

組合加入 共済契約 申込書

昭和　年　月　日

大阪市民共済生活協同組合理事長殿

申込人住所　八尾市　　町　　丁目　　番地
職業
貴組合の定款及び共済事業規約を承認し下記の通り申し込みます
ふりがな 氏名　　㊞

共済目的の所在地	八尾市　　町　　丁目　　番地			
建物の構造	造　　葺　　階建　　戸建の内　　戸			
△組合加入	組合員証	No.	出資金額 100円	
契約事項	建物	口数　　口	共済掛金	円
契約事項	動産	口数　　口	共済掛金	円

料金種別	基本料金 住宅 鉄筋アパート	基本料金 商店併用住宅	基本料金 作業場併用住宅	割増料金 ルーフィング板カベ	割増料金 危険物	割増料金 アパート寄宿舎木造共同住宅	計	連絡所
	200	400	500	100	200	300	口　円	取扱者印

やお市政だより

第397号　　8　　昭和44年12月5日

共済制度

●申込書に記入するときは次のように

☆交通共済

★掛け金は1人年額400円です
★契約者の氏名には必ずふりがなをつけてください
★契約者が世帯主でないときは契約者住所欄に○○○○方と書いてください
★契約者欄に書いた氏名は被共済者欄に重複して書かないでください
★取り扱い者印の欄はあなたの地区を担当してくださっている自治振興委員さんが押印されますのでご連絡ください

☆火災共済

★住所、職業、氏名は正確に書いてください
★職業は建物の種別をきめるのに必要ですから、はっきり書いてください
とくに公務員、会社員、工員などの勤人で専用住宅に住んでいる人以外の人、いわゆる自宅外営業（住宅は別）などの専用住宅についてはそのことを記載してください
例　専用住宅（会社員）（工員）（住宅は別）等とする
商店（洋服）（菓子）（文具）（酒）販売業
★共済目的の所在地は住所と同一であれば記載しなくてもけっこうです
★組合加入△は記入しないでください

交通共済の記入例

交通災害共済契約申込書

契約者住所	八尾市　本　町　1　丁目　1　番地　　方					
世帯主 ふりがな 契約者氏名	やおだろう 八尾太郎 殿 ㊚・女 49 歳　職業 会社員　TEL 91-3881					
被共済者氏名	続柄	年令	男女別	職業	共済の期間	共済契約の効力発生の月から1年間
八尾正子	妻	46	男・㊛	ナシ		
一男	長男	24	㊚・女	会社員	共済の金額	1人について50万円
花子	長女	19	男・㊛	ナシ	共済の掛金	1人 400円　5 人　2,000円
二郎	次男	16	㊚・女	ナシ		

貴組合の定款および交通災害共済事業規約を承認し
上記の通り共済掛金を添え申し込みます。

昭和44年12月1日
大阪市民共済生活協同組合理事長殿

取扱者印

火災共済の記入例

組合加入 共済契約 申込書

昭和44年12月1日

大阪市民共済生活協同組合理事長殿

貴組合の定款及び共済事業規約を承認し下記の通り申し込みます

申込人住所　八尾市　本　町 1 丁目 1 番地
職業　会社員
ふりがな 氏名　やおたろう 八尾太郎　㊞（八尾）

共済目的の所在地	八尾市　本　町　1　丁目　1　番地						
建物の構造	木造瓦葺　2　階建　2　戸建の内　1　戸						
組合加入	組合員証	No.	出資金額 100円				
契約事項	建物	口数 10 口	共済掛金 2,000円				
	動産	口数 5 口	1,000円				
料金種別	基本料金			割増料金			計
	住宅 鉄筋アパート（○印）	商店併用住宅	作業場併用住宅	ルーフィング板カベ	危険物	アパート寄宿舎木造共同住宅	15 口
	200	400	500	100	200	300	200 円

連絡所

取扱者印